

動画・WEB サイト制作業務契約内容覚書

お客様（以下「甲」という。）と株式会社フィルムガーデン（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して依頼する動画又はWEBサイトの制作業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- ・ 動画またはWEBサイトの制作
- ・ 対応サイト（動画） YouTube Instagram その他（ ）
（WEBサイト） Windows7、8、10以降(Firefox,Google Chrome,MS Edge)
 Mac OS X(10,10.5 Yosemite 以降)(Safari,Firefox,Google Chrome)
- ・ 納期 手付金支払後 100日以内。但し、甲の都合により作業ができない期間を除く。
- ・ 業務委託料 金（見積書・請求書に準ずる価格）円（消費税別）及び第3条記載の特別の実費
- ・ 支払期限及び方法 契約成立後14日以内（手付金） 委託料の50%
制作物納品完了後14日以内 残金の全額
- ・ お振込先 請求書に準ずる

第2条 乙は、前条の動画又はWEBサイト制作にあたり、仕様書を作成する。

- 2 甲及び乙は、前項の仕様書に変更を行う必要が生じた場合、双方協議の上変更を行い、変更内容については書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）により記録する。
- 3 前項の仕様書の変更により、前条の業務委託料が増額する場合、増額分は甲の負担とする。
- 4 甲は、乙が制作した動画等につき不具合があった場合、乙に対し、当該不具合の修正を求めることができる。この場合にかかる費用は、乙の負担とする。但し、乙が甲の求めに応じて行う無償の修正は、第5条記載の成果物が甲に帰属してから1年以内とする。

第3条 次の各号に定める本業務遂行に伴う費用は、甲が負担するものとする。

- ① 著作権で保護された画像や音楽などのコンテンツを使用する場合の費用
- ② 仕様書に記載されている以外の移動や撮影などにかかる費用
- ③ その他、本契約遂行に必要な業務で、特別の費用を要するもの

第4条 乙は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、乙は、甲に対し、再委託先の第三者の氏名、名称、連絡先及び再委託する業務内容を明らかにする。

第5条 乙が本業務を遂行する過程で生成した成果物等（以下、単に「成果物」という。）について、著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）を含む知的財産権は、乙又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、甲の乙に対する業務委託料が完済された時に、乙から甲に移転し、甲に帰属するものとする。

第6条 甲は、乙から本業務に基づく動画制作の成果物の提供を受ける前までであれば、乙に対して書面等で通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる

- 2 甲は、前項の解約をする場合、解約時点までに乙が実施した解約部分にかかる本業務委託料相当額を支払う（既に委託料を支払っている場合には、既に支払った委託料のうち、解約部分にかかる本業務の委託料相当額の返還を求めることはできない。）と共に、解約により乙が生じた損害を賠償するものとする。

第7条 甲及び乙は、乙が別途定める利用規約を十分に理解し、合意をした上で本契約が成立していることを相互に確認する。

第8条 本契約及び利用規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

以上の内容をご理解いただいたうえで、着手金のご入金をお願いいたします